

宇都宮市社会福祉施設等整備審査基準

宇都宮市社会福祉法人等審査要綱第3条で規定する施設の整備（以下「施設整備」という。）に関する審査の取扱いについては、この基準によるものとする。

第1 施設整備

施設整備は、本市における保健福祉に関する基本計画に適合するものであること。

第2 施設経営

1 施設経営の基本方針

法人の経営理念を具体化した施設としての基本方針が明確であること。

2 施設の設定及び運営に関する基準の遵守

関係法令及び関係通知に基づく施設の設定及び運営に関する基準を遵守するとともに、その向上に努めること。

3 地域との連携

地域福祉の核となり得るような取組を行い、地域に開かれた運営を行うこと。

4 利用者に必要な情報の提供（公開）

利用者が必要な情報（提供するサービスの内容等）を容易に収集できるように、情報の提供（公開）を行うこと。

5 利用者一人ひとりへのサービスの提供

利用者一人ひとりに対するサービス提供に当たっての考え方が明確であること。

6 サービスの質の向上策

利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するために、サービスの質の向上を行うこと。

7 利用者保護対策

- (1) 利用者の人権・プライバシーが保護されていること。
- (2) 利用者からの苦情等の解決の仕組みが明確であること。
- (3) 事故防止等危機管理のための取組を行うこと。

8 職員の育成

職員のやる気や満足度を高めるための環境づくりの取組を行うこと。

9 既設法人の事業運営

- (1) 適正かつ安定した事業運営の実績があること。
- (2) 法人・施設運営に関し一般指導監査等において指摘事項がある場合は、それがすでに改善され又は改善計画が具体的に作成されていること。

第3 施設建設計画

1 建設場所（立地条件）

- (1) 交通事情，地理的条件等からみて施設の機能が十分果たせる位置にあること。
- (2) 同種の施設が偏在していないこと。ただし，地域の需要が十分見込まれる場合はこの限りでない。
- (3) 施設建設地域の住民に対する説明が事前に十分になされ，理解と賛同が得られるようにしていること。
- (4) 施設建設地に近接する地権者に対する説明が事前に十分になされ，理解と賛同が得られるようにしていること。
- (5) 施設の建設に際して用地の開発許可等が必要な場合又は建設地内の里道や水路の払下げが必要な場合においては，事前の調整等により建設計画に支障がないと見込まれること。

2 施設の規模

利用者の処遇及び施設運営においてその規模及び構造が効果的なもので，かつ，設置主体の財政事情等から適当なものであること。

3 建設時の財源

(1) 自己資金

- ア 開設当初に必要な運転資金として，年間事業費の12分の1以上を自己資金（現有資金及び寄附金）として確保していること。
- イ 前号の規定にかかわらず，開設当初に必要な運転資金として，障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）及び特別養護老人ホーム等の介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく事業を行う場合は，年間事業費の12分の3以上を自己資金として確保していること。
- ウ 施設建設費（設備整備費を含む。）は可能な限り自己資金を充てること。
- エ 現有資金は，現金，預金等の確実なものに限ること。
- オ 自己資金の原資は募金及び借入金で賄ってはならないこと。
- カ 寄附金は，書面による贈与契約が締結され，寄附者の所得，営業実績，資産状況等からその寄附が確実であること。
- キ 寄附金の見返り等として，特別な条件が付帯されていないこと。

(2) 借入金

- ア 借入先は，独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人福祉医療機構との協調融資に限ること。ただし，民間の金融機関からの借入条件が独立行政法人福祉医療機構の借入条件より著しく有利と見込まれる場合はこの限りでない。
- イ 社会福祉法人が民間の金融機関から借入れするための基本財産の担保提供は，別に定める審査基準に適合して市が承認した場合に限ること。
- ウ 償還金に対する寄附金は，書面による贈与契約が締結され，寄附者の年齢，所得，営業実績，資産状況等からその寄附が確実であること。

エ 償還金に対する寄附金は、その見返り等として、特別な条件が付帯されていないこと。

第4 その他

市が行う公募に基づく施設整備については、この基準に基づくほか、その募集要項の指示事項を遵守すること。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

この基準は、平成22年11月1日から適用する。